

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

規則
○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

告示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

(共同企画社会推進課)

○有害図書類の指定

() 一

○特定計量器の定期検査の実施

(産業立地推進課)

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

公告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

選挙管理委員会

○政治団体の届出

四

○政治団体の届出事項の異動届

四

○政治団体の解散届

四

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十三年分)

五

○資金管理団体の指定取消しの届出

六

規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九十四号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項に次の一号を加える。

十二 東日本大震災みやぎこども育英基金条例(平成二十三年宮城県条例第一百十号)第一条に規定する基金の目的を達成するために必要な事業(修学の支援に関する事業に限る。)の実施に関する事務

附則

この規則は、平成二十三年十二月二十一日から施行する。

告示

○宮城県告示第九百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 にじいるクレヨン

一 代表者の氏名 柴田 滋紀

二 主たる事務所の所在地 石巻市蛇田字中塚四十一 川村住宅六号

三 定款に記載された目的 この法人は、東日本大震災で被災したこどもたちを中心に、心のケアを行う活動に関する事業を行い、こどもたちの健全な成長を助け、さらにはそれによって将来にわたり持続的に地域全体の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十三年十一月二十八日

○宮城県告示第九百六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	ラブパッション 1月号 09657・01	(株)一水社
二	雑誌	Sweet プチ 1月号 15487・01	(株)笠倉出版社
三	雑誌	mini Berry VOL.1 18426・01	(株)大都社
四	雑誌	mini シュガー 1月号 18425・01	(株)大都社
五	雑誌	無敵恋愛エスガール 1月号 08577・1	(株)ぶんか社
六	雑誌	チャンピオンREDいちご VOL.29 16128・1	(株)秋田書店
七	雑誌	ヤングアニマル嵐 1 28307・1/1	(株)白泉社
八	雑誌	秘めことは蜜の香り 53415・86	(株)笠倉出版社
九	雑誌	甘やかな花の血族 4 44655・73	(株)宙出版
十	雑誌	彼女の鍵を開ける方法 1 56020・04	(株)秋田書店
十一	雑誌	年下の家庭教師 57622・62	(株)竹書房
十二	雑誌	ワープ・エピソード VOL.1 09750・12	トランスワールドドジャ パン(株)
十三	雑誌	サムライイーエルオー 1月号 14171・01	インフォレスト(株)
十四	雑誌	Exciter 12月号 11957・12	(株)インターナシヨナ ル・ラグジュアリー・ メディア
十五	雑誌	G・T・Rデラックス VOL.8 04878・1	(株)大洋図書
十六	雑誌	BLACKザ・タブー 68464・29	ミリオン出版(株)
十七	雑誌	実話ナツクルズ 1月号 04877・1	ミリオン出版(株)
十八	雑誌	劇画マッドマックス 1月号 03369・01	(株)コアマガジン
十九	雑誌	CIRCUS MAX 2011年総集編SP	(株)ベストセラーズ

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第九百七号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ECIAL
04100・01

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十四年 二月六日	石巻市 湊・渡波・ 荻浜	午前10時30分から 午後2時30分まで	石巻市渡波公民館
二月七日	石巻市 湊・渡波・ 荻浜	午前10時30分から 午後2時30分まで	石巻市渡波公民館
二月八日	石巻市 牡鹿	午後一時から 午後二時30分まで	石巻市牡鹿総合支所
二月九日	石巻市 住吉・中里・ 稲井	午前10時30分から 午後2時30分まで	宮城県石巻合同庁舎
二月十日	石巻市 桃生	午前10時30分から 午後2時30分まで	石巻市桃生総合支所
二月十三日	石巻市 河北	午後二時30分まで	石巻市河北総合支所
二月十四日	石巻市 大蛇 街田道	午前10時30分から 午後二時30分まで	石巻市蛇田公民館
二月十五日	石巻市 石巻	午前10時30分から 午後二時30分まで	石巻市役所旧庁舎
二月十六日	石巻市 石巻	午前10時30分から 午後二時30分まで	石巻市役所旧庁舎
二月十七日	石巻市 石巻	午前10時30分から 午後二時30分まで	石巻市役所旧庁舎
二月二十日	石巻市 河内	午前10時30分から 午後二時30分まで	JAIしのまき河南低温農 業倉庫(カントリーエレ ベーター隣)
二月二十一日	石巻市 河内	午前10時30分から 午後二時30分まで	JAIしのまき河南低温農 業倉庫(カントリーエレ ベーター隣)

○宮城県告示第九百八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

登米市

五 発生年月日

平成二十三年十二月九日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第九百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林

整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。（

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十二月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

名取市上余田字千刈田五百八十八番一、五百八十六番一、千六十二番一、五百八十四番一、五百八十二番一、五百八十六番一地先の道及び六百八十九番三地先の水の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市青葉区錦町一丁目四番地五号
日配土地開発株式会社

選挙管理委員会

(公職の種
類)

衆議院議員

○宮選管告示第百五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十三年十二月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党巨理町議会第1支部	鈴木 洋子	鈴木 健人	巨理郡巨理町吉田字流一四六・一七六	平成二十三年十一月一日

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
只野順後援会	松田 淳	小堤 定美	遠田郡涌谷町涌谷字上谷地一・一〇三	平成二十三年十一月十一日
渡辺よしお後援会	伊藤 進	吉野 泰夫	黒川郡大和町もみじヶ丘一・一六	平成二十三年十一月十五日

○宮選管告示第百五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党宮城県第五選挙区支部	国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	平成二十三年十一月二十九日
-----------------	------------	--------------	----------------------------	---------------

(二) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
板橋勇後援会	伊具郡丸森町金山字田林二・二	伊具郡丸森町金山字外沼一・一五・六		平成二十三年十一月二十一日
川嶋保美栗原連合後援会	栗原市若柳字川北中町一五	栗原市若柳字川南大通一四・七		平成二十三年十一月二日
川嶋保美栗原連合後援会	栗原市若柳字川北中町一五	栗原市若柳字川南大通一四・七		平成二十三年十一月十七日
栗原つばさの会	栗原市若柳字川北中町一五	栗原市若柳字川南大通一四・七		平成二十三年十一月二日
栗原つばさの会	栗原市若柳字川南大通一四・七	栗原市若柳字川北中町一五		平成二十三年十一月十七日
下山ひろつぐ後援会	名取市上余田字千刈八八六・一	名取市関上二・九・一八		平成二十三年十一月二十四日
中川久男後援会	佐々木 勇	菅原 政彦		平成二十三年十一月三十日
長谷川洋一を育てる会	跡部 洋	佐藤 良一		平成二十三年十一月二日
宮城県道路運送経営研究会	目黒裕治郎	遠藤 裕一		平成二十三年十一月二十五日

○宮選管告示第百五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

(一) その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

いしばし源一後援会	瀬戸 良昭	平成二十三年十月九日
郷湖健一後援会	田代幸之進	平成二十三年十一月十五日
佐藤征一後援会	富永 正義	平成二十三年十月三十日

<p>郷乃会</p> <p>〇町選区第1区第百六十号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十三年分の収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その額を次のとおり公表する。</p> <p>平成二十三年十一月十四日</p> <p style="text-align: center;">町 城 豊 公 報</p> <p style="text-align: center;">政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）</p> <p>（資金管理団体）</p> <p>郷乃会</p> <p>資金管理団体の届出をした者の氏名 郷 湖 健一</p> <p>資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員</p> <p>報告年月日 23. 11. 21（23. 11. 15解散）</p> <p>1 収入総額 1,267,239</p> <p> 前年繰越額 440,322</p> <p> 本年収入額 826,917</p> <p>2 支出総額 1,267,239</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p> 寄附 490,820</p> <p> 個人分 490,820</p> <p> 機関紙誌の発行その他の事業による収入 336,000</p> <p> 総会懇親会 336,000</p> <p> その他の収入 97</p> <p> 一件十万円未満のもの 97</p> <p>4 支出の内訳</p> <p> 経常経費 91,636</p> <p> 備品・消耗品費 13,761</p> <p> 事務所費 77,875</p> <p> 政治活動費 1,175,603</p> <p> 組織活動費 33,259</p>	<p>郷 湖 健 一 平成二十三年十一月十五日</p> <p>機関紙誌の発行その他の事業費 307,511</p> <p> その他の事業費 307,511</p> <p> 寄附・交付金 829,634</p> <p> その他の経費 5,199</p> <p>5 寄附の内訳</p> <p> （個人分）</p> <p> 郷湖健一 454,820 仙台市泉区</p> <p> 年間五万円以下のもの 36,000</p> <p>（その他の政治団体）</p> <p>いしはし源一後援会</p> <p>報告年月日 23. 10. 11（23. 10. 9解散）</p> <p>1 収入総額 9,426</p> <p> 前年繰越額 9,426</p> <p>2 支出総額 0</p> <p>郷湖健一後援会</p> <p>報告年月日 23. 11. 21（23. 11. 15解散）</p> <p>1 収入総額 1,310,562</p> <p> 前年繰越額 480,851</p> <p> 本年収入額 829,711</p> <p>2 支出総額 1,310,562</p> <p>3 本年収入の内訳</p> <p> 寄附 829,634</p> <p> 政治団体分 829,634</p> <p> その他の収入 77</p> <p> 一件十万円未満のもの 77</p> <p>4 支出の内訳</p> <p> 経常経費 1,299,742</p> <p> 備品・消耗品費 30,113</p> <p> 事務所費 1,269,629</p> <p> 政治活動費 10,820</p> <p> 組織活動費 10,820</p>
---	--

5 寄附の内訳
(政治団体分)

郷乃会

829,634 仙台市泉区

佐藤征一後援会

報告年月日 23. 10. 31 (23. 10. 30解散)

1 収入総額

6,520

前年繰越額

6,520

2 支出総額

6,520

3 支出の内訳

政治活動費

6,520

組織活動費

6,520

○宮選管告示第百六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十三年十二月二十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名 公職の種類 資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地 代表者の氏名

資金管理団体でなくなつた旨の届出年月日

郷湖 健一 仙台市議会議員 郷乃会

仙台市泉区松森字 郷湖 健一
鹿島三九・五

平成二十三年十一月二十一日